

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <span style="border: 1px solid black;">不動産取得税</span> 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合に係る課税標準の特例措置の縮減	
見直し内容 (概要)	<p>【見直し事項】 特例措置の適用対象となる不動産特定共同事業契約の工事費用要件について見直す。</p> <p>【特例措置の内容】 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準額が1/2に軽減される。</p> <p>【見直しの内容】 特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る特例措置について、工事費用要件に、増築等の場合、工事費用が1000万円又は取得価格の1/100以上であることを追加する。 小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者に係る特例措置について、工事費用要件に300万円以上であることを追加する（※現行は木造の共同住宅に限定した要件）。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第11条第12項 地方税法施行令附則第7条第16項から第20項まで 地方税法施行規則附則第3条の2の15から第3条の2の17まで</p>	
増収見込額	<p>[平年度] +17.1 （ ▲74.4 ） [改正増減収額] —</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>不動産の証券化を推進し都市機能の向上を図る上では、一定の規模以上の事業を重点的に推進することが有効であることから、特例措置が適用される増築等の工事費用要件を縮減することとする。</p>	
ページ		1—1